



測量CADシステムWingneo®INFINITY Ver.8/Ver.7
大規模3D点群高速編集ツールWingEarth
ライカジオシステムズ測量計測機器(P40/MS60/TS16/GS16など)

税制優遇を活用した 設備投資のチャンスです

中小企業経営強化税制

即時償却または税額控除 10%

[平成31年3月31日まで]

資本金3,000万円超1億円以下の法人は
税額控除7%となります。

対象者:

青色申告書を提出する、以下の条件に該当する法人または個人

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以上の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

対象設備:

本税制で定めるA類型・B類型いずれかの要件を満たす設備が対象です。

類型により、対象設備の要件、手続き方法が異なりますのでご注意ください。

詳細は中小企業庁Webサイトをご覧ください。(http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html)

証明書発行手続きに関するお問い合わせメールアドレス
at_seisansei@at45.aisantec.jp

手続き方法

本制度を適用可能かどうかについては、必ずご担当の税理士、または所轄の国税局／税務署にご確認ください。

1. (A類型)の証明書の取得

まずは、弊社専用窓口までメール、Webサイトよりお問い合わせください。

2. 経営力向上計画の策定・申請・認定

証明書(A類型)・確認書(B類型)の写しと共に、事業分野ごとの主務大臣に計画を申請し、認定を受けます。詳細は[中小企業庁のサイト](#)へ

3. 対象設備の導入・供用、経営力向上計画の取組実行

対象設備を購入し、事業の用に供し、経営力向上の取り組みを実行します。

4. 税務申告

対象設備を供用した事業年度の税務申告において適用を受けます。

税制活用例

※資本金3000万円以下の法人の場合

登記支援セット 取得価額¥1,200,000 × 控除割合10% = 控除税額¥120,000

※資本金3000万円を超える法人の場合

登記支援セット 取得価額¥1,200,000 × 控除割合7% = 控除税額¥84,000

証明書の発行について

本申請で、A類型の証明書は情報サービス産業協会(JISA)が発行します。その発行には手数料がかかります。

一括償却資時のメリットなど具体的な税制優遇についてはお客様の顧問税理士にご相談ください。本制度が適用できるかどうかは、必ずご担当の税理士、または、所轄の国税局・税務署にご確認ください。